

令和 8 年度
第 1 回名寄市保健医療福祉推進協議会次第及び議案書

日時 令和 8 年 5 月 1 4 日（木） 1 6 時 0 0 分～

場所 名寄市役所名寄庁舎 4 階大会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶
- 4 会長及び副会長選出
- 5 諮問
- 6 会長及び副会長挨拶
- 7 議事
 - 報告第 1 号 令和 7 年度事業報告及び令和 8 年度事業計画について
 - ①社会福祉課・基幹相談支援センター
 - ②保健センター
 - ③こども未来課
 - ④高齢者支援課・地域包括支援センター
 - ⑤社会福祉事業団
 - 協議第 1 号 専門部会所属委員について
 - 協議第 2 号 第 4 期名寄市地域福祉計画の策定について
 - 協議第 3 号 第 8 期名寄市障がい福祉実施計画及び第 2 期名寄市障がい児福祉実施計画の策定について
 - 協議第 4 号 名寄市第 10 期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画の策定について
- 8 その他
- 9 閉会

名寄市保健医療福祉推進協議会委員名簿

任期：令和8年4月1日～令和10年3月31日

No.	役職名	氏名	所属団体及び役職名	担当部会
1		眞岸 克明	名寄市立総合病院 院長	
2		山岸 眞理	一般社団法人 上川北部医師会 副会長	
3		吉川 明男	名寄市町内会連合会 副会長	
4		丸山 隆司	名寄市民生委員児童委員連絡協議会 副会長	
5		笹原 博幸	名寄市民生委員児童委員連絡協議会主任児童委員会 委員長	
6		尾崎 良雄	名寄幼児教育・保育振興会 会長	
7		成田 勇一	名寄市身体障害者相談員	
8		市川 大介	社会福祉法人 道北センター福祉会 道北障害者就業・生活支援センターいきぬき センター長	
9		尾谷 和久	名寄心と手をつなぐ育成会 会長	
10		天野 信二	社会福祉法人 名寄市社会福祉協議会 事務局長	
11		小池 晴行	名寄市風連町高齢者事業団 理事長	
12		田中 吉則	名寄市老人クラブ連合会 会長	
13		角尾 ひとみ	名寄市保健推進委員協議会 会長	
14		山崎 美由紀	名寄市保健推進委員協議会 副会長	
15		結城 佳子	名寄市立大学 教授	

報告第1号

令和7年度事業報告及び令和8年度事業計画について

【①社会福祉課・基幹相談支援センター】

1 生活困窮者自立支援事業

平成27年度から必須事業である生活困窮者自立相談支援事業等を開始し、平成28年度には任意事業である家計改善支援事業、平成29年度からは大学と連携して学習支援事業に取り組み、また、令和3年度から就労準備支援事業を開始しました。

・生活困窮者自立相談支援事業・家計改善支援事業・就労準備支援事業（令和7年度実績）

年間相談者数 48人： プラン作成済 4人、プラン未作成 44人

（うち新規 8人： プラン作成済 1人、プラン未作成 7人）

支援終了者数 9人： プラン作成済 2人、プラン未作成 7人

令和8年3月31日現在相談者数

39人： プラン作成済 2人、プラン未作成 37人

・学習支援事業（令和7年度実績）

開催なし

2 第7期名寄市障がい福祉実施計画の進捗状況について

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

- ・令和6年度から令和8年度の3年間の地域生活への移行目標は、5人と設定。
- ・令和7年度の実績は、10人。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

- ・令和6年度から令和8年度の3年間の障がい者の一般就労への移行目標は、12人と設定。
- ・令和7年度の実績は、2人。

3 第3次名寄市障がい者福祉計画の進捗状況について

(1) 障がい者理解の促進・権利擁護

- ・手話奉仕員養成講座、要約筆記奉仕員養成講座の開催
- ・ヘルプマーク、ヘルプカードによる取組
- ・障がい者の制作した美術作品展「アール・ブリュット展」の開催
- ・成年後見制度の利用促進
- ・発達障がいに関するパネル展の開催
- ・「発達障がいへの理解とまちづくりについて」をテーマに講演会の開催
- ・アクセシビリティに関する市民向け講演会と福祉用具展覧会の開催

(2) 地域生活支援体制の充実（地域生活支援拠点の整備）

- ・基幹相談支援センター総合相談支援数 実人数 365名（令和7年度）
- ・グループホーム整備数 23棟（令和7年度末）

(3) 就労支援の充実

- ・障害者雇用率（名寄管内：3.09%、全道2.57%、全国2.41%）
- ・障がい者雇用の理解啓発

（障がい者雇用について「ミニ講座」の開催：名寄市障害者自立支援協議会主催）

(4) 生活環境等整備の充実

- ・名寄市避難行動要支援者名簿の作成について、名寄市防災担当と連携
- ・市民ボッチャ交流大会（名寄市社会福祉協議会主催）への協力

(5) 障がい児の支援の充実

- ・「名寄市特別支援連携協議会」や「名寄地域子ども発達支援推進連絡協議会」等との連携
- ・発達に関する研修会の開催（支援者向け・保護者向け）
- ・発達の遅れや障がいのあるお子さんについて関係機関と連携して相談支援の実施
- ・発達に関する研修会の開催（支援者向け）
- ・重度心身障がい児について事例検討会の開催

4 第3期名寄市地域福祉計画における地域福祉の推進について

地域福祉については、基本目標である「市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり」を目指し、すべての市民が互いに支えあう「自立と共生」の地域社会づくりに向け、地域や福祉にかかわる皆様との連携のもと、さらなる推進に努めてまいります。

また、災害の発生に備え、防災担当と連携し、福祉関係事業所における災害対策に関する計画や避難行動要支援者に関する個別計画などの取組を進めてまいります。

【②保健センター】

1 名寄市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和7年3月に北海道新型インフルエンザ等行動計画を改定したことを受けて、名寄市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）を作成し、令和8年1月28日名寄市保健医療福祉推進協議会への諮問、常任委員会、北海道への報告を行い、令和8年3月に改定を行いました。

2 第35回なよろ健康まつり

令和7年8月2日（土）イオンショッピングセンター名寄店において、名寄市医療介護連携ワーキンググループをはじめ、保健推進委員、食生活改善推進員等の協力を得て、第35回なよろ健康まつりを開催しました。

当日は延べ1,753人の方に名寄市立総合病院医師のミニ講演会やエコー測定、ロコモティブ診断コーナーなどの各コーナーを通して、来場いただいた市民の皆さんに健康について考えただける機会となりました。

今年度もなよろ健康まつりを開催し、市民の健康づくりの普及と健康に関する意識啓発を図ります。

3 RSウイルスワクチン（母子免疫ワクチン）助成事業

令和8年4月1日からRSウイルスワクチンの予防接種費用の助成を開始しました。

接種対象者は妊娠28週0日から36週6日までの妊婦の方が対象で、接種にかかる自己負担は、1回の接種につき33,506円（市内医療機関で接種される場合は自己負担なし）を上限として助成します。なお、生活保護世帯で対象の方は、全額助成になります。

名寄市健康増進計画「健康なよろ21(第3次)」主な目標項目及び実績報告

分野	項目	第3次策定時	実績値	第3次目標値(中間評価年度)	データソース	
		R4	R6	R11(2029年)		
がん	がん検診の受診率の向上					
	① 第3次策定時R4、第3次目標値R11:胃は50～74歳、肺・大腸・乳がんは40～74歳、子宮頸がんは20～74歳までを対象					
	胃がん	男性	12.1%	18.2%	増加傾向へ	(2)
		女性	11.5%	15.3%		
	肺がん	男性	17.5%	20.5%		
		女性	20.2%	22.2%		
	大腸がん	男性	16.8%	19.5%		
女性		18.1%	21.0%			
子宮頸がん	女性	15.1%	17.5%			
乳がん	女性	20.4%	21.9%			
循環器疾患	① II度高血圧者の割合の減少(160/100mmHg以上の者の割合)					
			7.6%	5.5%	減少傾向へ	(3)
	② 脂質異常症の減少(LDLコレステロール160mg/dl以上の者の割合)		男性 5.0%	7.2%		
			女性 12.0%	11.6%		
	③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少		432人 (31.6%)	369人 (28.8%)	現状値と比べて25%減	
	④ 特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上					
特定健康診査の実施率		36.8%	37.6%(暫定)	55.5%	(3)	
特定保健指導の実施率		80.6%	—	80.0%		
糖尿病	① 合併症(糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数)の減少					
			1人	5人	減少傾向へ	(4)
	② 治療継続者(HbA1c JDS6.1(NGSP値6.5)%以上の者のうち治療中と回答した者)の割合の増加					
			68.2%	73.6%	増加傾向へ	
③ 血糖コントロール指標におけるコントロール不良者(HbA1c JDS値8.0(NGSP値8.4)%以上)の割合の減少						
		1.6%	1.0%	減少傾向へ	(3)	
④ 糖尿病有病者(HbA1c JDS値6.1(NGSP値6.5)%以上)の割合の増加の抑制						
		10.8%	8.3%	減少傾向へ		
栄養・食生活	① 適正体重を維持している者の増加:肥満(BMI25以上)、やせ(BMI18.5未満)の減少					
	30～60歳代男性の肥満者の割合の減少		44.2%	41.6%	減少傾向へ	(3)
	40～60歳代女性の肥満者の割合の減少		24.2%	23.8%	減少傾向へ	
	20歳代女性のやせの者の割合の減少		8.5%	19.3%	現状維持又は減少	(5)
	② 朝食を欠食する子ども(小学6年生)を減らす		2.5%	2.5%	0%	(7)
身体活動・運動	① 運動習慣者(週2回以上30分以上の持続運動で1年以上継続)の割合の増加					
	30～64歳	男性	28.5%	29.2%	増加傾向へ	(3)
		女性	23.7%	23.3%		
	65歳以上	男性	45.5%	46.3%		
		女性	38.8%	39.4%		
② 運動やスポーツを習慣的にしている子ども(1週間の総運動時間が60分以上の小学5年生)の割合の増加						
		男子 89.7%	90.9%	(8)		
		女子 81.6%	86.6%			
飲酒	① 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少(1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者)					
	男性		24.4%(R1)	23.2%	減少傾向へ	(10)
	女性		8.1%(R1)	15.6%		
② 妊娠中の飲酒をなくす		0.0%	0.0%	0%	(11)	
喫煙	① 成人の喫煙率の減少					
	妊娠中の母親		1.9%	2.5%	0%	(11)
	育児中の母親		2.7%	5.0%		
育児中の父親		34.7%	36.4%	減少傾向へ		
歯・口腔の健康	① むし歯のない3歳児の割合の増加					
		89.4%	93.5%	80%以上	(2)	

(1)人口動態統計 (2)地域保健・健康増進事業報告 (3)特定健診・健康診査 (4)身体障がい者更生医療台帳 (5)妊娠届出時
(6)公立学校児童等の健康状態に関する調査 (7)全国学力・学習調査 (8)全国体力・運動能力、運動習慣調査 (9)警察庁自殺統計
(10)生活習慣問診票 (11)4か月児健診問診票

※網掛けは改善傾向または目標達成項目

【③こども未来課】

1 第3期名寄市子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）

令和7年3月に第2期計画の基本理念である「名寄(ここ)で育って、名寄(ここ)で育てよかったといえるまちをめざして」を継続して基本理念とし、第3期計画を策定しました。

計画に掲載した項目のうち、特徴的なものについて報告いたします。

(一部抜粋)

項目	実施状況
低年齢児保育の充実	令和8年度4月1日現在の待機児童はいませんでした。 しかしながら、年度途中では育児休業明けの保育希望に対し、保育士が不足していることから待機児童が発生しています。 本年度も保育士の確保を図り、待機児童の解消に向けて取り組みを進めます。
子育て相談体制の充実	現在、こども未来課で実施している「子ども家庭総合支援拠点事業」と保健センターで実施している「子育て世代包括支援センター事業」を、令和9年4月から、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもに対する相談支援を一体的に提供する「こども家庭センター」に整理する予定です。 今後、体制等について検討を進めます。

2 物価高対応子育て応援手当の実施状況について報告します。

物価高の影響が長期化し、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を応援する観点から、0歳から18歳までのこども一人あたり2万円を支給しました。実施状況は次のとおりです。

①支給対象者

- ・令和7年9月分の児童手当受給者
- ・令和7年9月30日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者

②支給児童数 3,216名

③支給額 64,320,000円

3 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

保護者の就労等によらず、0歳6か月から満3歳未満までのこどもについて、保育所その他の施設に預けることができる「乳児等通園支援事業」が、令和8年4月から全国一律で実施されることとなりました。

名寄市では、令和8年4月から利用申請の受付、事前面談を実施しており、5月から施設利用（乳幼児の受け入れ）を予定しています。

利用申請児童数（令和8年4月末現在） 10名

4 保育所・幼稚園の入所について（入所児童状況）

区分	施設名	R8. 4. 1 定員数	利 用 児 童 数		
			R6. 4. 1	R7. 4. 1	R8. 4. 1
保育	市立認定こども園	150	151	130	129
	東保育所	60	35	30	34
	名寄大谷認定こども園	60	62	67	65
	名寄幼稚園	80	75	80	72
	風連幼稚園	30	30	28	35
	名寄カトリック幼稚園	30	29	27	33
	智恵文保育所	30	8	5	7
	どろんこ保育園	19	18	16	17
	小計	459	408	383	392
幼児教育	名寄大谷認定こども園	30 (35)	32	28	22
	名寄幼稚園	60	59	48	43
	風連幼稚園	15	21	15	14
	名寄カトリック幼稚園	35 (45)	46	39	23
	光名幼稚園	45 (60)	56	49	45
	小計	185 (215)	214	179	147
合計	644 (674)	622	562	539	

※（ ）内は令和7年4月1日現在の利用定員数

※子ども・子育て支援新制度に基づく支給認定を実施している人数

【④高齢者支援課・地域包括支援センター】

1 高齢化率について

	人口	65歳以上	男	女	高齢化率
R6.3末現在	24,963人	8,567人	3,593人	4,974人	34.32%
R7.3末現在	24,379人	8,429人	3,510人	4,919人	34.57%
R8.3末現在	23,848人	8,360人	3,490人	4,870人	35.06%

2 後期高齢化率について

	人口	75歳以上	男	女	後期高齢化率
R6.3末現在	24,963人	5,055人	1,964人	3,091人	20.25%
R7.3末現在	24,379人	5,073人	1,946人	3,127人	20.81%
R8.3末現在	23,848人	5,135人	1,986人	3,149人	21.53%

3 介護保険事業状況について（令和8年3月分月報）（括弧内は昨年同月数値）

要介護（要支援）認定者数	1,805人	(1,763人)
居宅介護（介護予防）サービス受給者数	859人	(888人)
地域密着型（介護予防）サービス受給者数	205人	(232人)
施設介護サービス受給者数	282人	(285人)

4 介護人材就労定着支援事業について

市内介護保険事業所において不足している介護人材の確保や離職防止のため、以下のとおり、各種助成・研修事業を実施してまいりました。

<令和7年度実績>

- ①介護職員初任者研修受講費用の助成：0件
- ②介護福祉士実務者研修受講費用の助成：1件
- ③就職支度金の助成：0件

5 令和8年度の介護保険料について

(1) 介護保険料における基準額の調整について

令和8年度以降の介護保険料において、令和7年1月から12月の老齢基礎年金満額支給額が826,464円となるよう見直されたため、第1段階・第2段階・第4段階・第5段階の「公的年金収入金額と合計所得金額の合計」の基準を80.9万円から82.65万円に変更します。

所得段階	対象区分	基準額に対する割合	保険料額(年額)：円
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護被保護者 ・市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等82.65万円以下の人 	0.285	18,400

第2段階	本人が 市民税 非課税	世帯員全員 が市民税非 課税者	本人の前年の課税年金収入額と合計所得 金額の合計額が 82.65 万円超 120 万円以 下の人	0.485	31,400
第3段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得 金額の合計額が 120 万円超の人	0.685	44,300
第4段階		世帯員に 市民税課税 者がいる人	本人の前年の課税年金収入額と合計所得 金額の合計額が 82.65 万円以下の人	0.9	58,300
第5段階 (基準額)			本人の前年の課税年金収入額と合計所得 金額の合計額が 82.65 万円超の人	1.0	64,800
第6段階			本人の前年の合計所得金額が 120 万円未 満の人	1.2	77,700
第7段階	本人が 市民税課税者	本人の前年の合計所得金額が 120 万円以 上 210 万円未満の人	1.3	84,200	
第8段階		本人の前年の合計所得金額が 210 万円以 上 320 万円未満の人	1.5	97,200	
第9段階		本人の前年の合計所得金額が 320 万円以 上 420 万円未満の人	1.7	110,100	
第10段階		本人の前年の合計所得金額が 420 万円以 上 520 万円未満の人	1.9	123,100	
第11段階		本人の前年の合計所得金額が 520 万円以 上 620 万円未満の人	2.1	136,000	
第12段階		本人の前年の合計所得金額が 620 万円以 上 720 万円未満の人	2.3	149,000	
第13段階		本人の前年の合計所得金額が 720 万円以 上の人	2.4	155,500	

(2) 令和8年度の介護保険料の特例措置について

令和7年度の税制改正により、令和7年中収入より給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられましたが、介護保険制度の安定運営のため、令和8年度の介護保険料の算定においては改正前の控除額で計算を行います。このため、令和8年度分の市民税が非課税でも、介護保険料は課税とみなされる場合があります。

(3) 令和8年度の介護保険料の特例減額について

令和7年度非課税者が、令和7年度税制改正による給与所得控除の引き上げの決定を受けて、令和8年度も引き続き市民税非課税となるよう、非課税の基準から控除の引き上げ分の範囲の就労調整（就労収入の増加）を行った場合については、令和8年度保険料算定において、市民税非課税とする「特例減額」を実施します。

6 医療介護連携ICT事業

ICTを活用した医療と介護の情報を関係機関と共有できるシステム「名寄市医療介護連携ICT事業」を令和3年7月より本格稼働しています。令和6年度より名寄消防署もネッ

トワークに参加し、登録情報の確認により救急搬送時の対応や緊急連絡先等関係者への連絡がスムーズとなり、迅速な救急活動につながっています。

登録介護事業所数 42 か所 (前年比 1 減)

登録医療機関数 22 か所 (前年比増減なし)

利用登録者延べ人数 2,368 人 (前年比 423 人増)

※令和 8 年 3 月末時点

【社会福祉事業団】

1 入所施設の現員について

(1) 名寄市特別養護老人ホーム清峰園 (定員100名)

単位：名

月		前月末現在 入所者数			異 動						当月末
		男	女	計	男		女		計		
					入	退	入	退	入	退	
3月	名寄市	23	75	98	1	1	2	3	3	4	97
	他市町村	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1
	計	23	76	99	1	1	2	3	3	4	98

(2) 名寄市風連特別養護老人ホームしらかば Heights (定員80名)

単位：名

月		前月末現在 入所者数			異 動						当月末
		男	女	計	男		女		計		
					入	退	入	退	入	退	
3月	名寄市	5	42	47	0	0	1	0	1	0	48
	他市町村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	5	42	47	0	0	1	0	1	0	48

※事業団全体での介護職員数が充足していないため、しらかば Heights の入所者数を50名程度としています。

(3) 軽費老人ホーム (ケアハウス) フロンティアハウスふうれん (定員50名)

単位：名

月		前月末現在 入所者数			異 動						当月末
		男	女	計	男		女		計		
					入	退	入	退	入	退	
3月	名寄市	11	35	46	0	0	0	0	0	0	46
	他市町村	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1
	計	11	36	47	0	0	0	0	0	0	47

2 職員採用について

(1) 令和7年度入退職状況

入職 正職員 5名（介護福祉士4・介護支援専門員1）

準職員 6名（外国人4名含む）

退職 正職員 3名（介護福祉士） 準職員 5名（外国人2名）

(2) 特定技能外国人について

- ・特定技能（介護） 準職員介護士として採用（ネパール人）

令和6年度までに男性2名・女性6名を採用 女性3名が転出

令和7年度 女性4名を採用

- ・特定技能（外食） 準職員調理員として採用（スリランカ人）

令和6年 6月 男性2名

介護士と調理員合わせて11名の外国人が清峰園で勤務しています。

3 風連地区のデイサービス及び厨房の統合について

名寄市社会福祉事業団では、名寄地区2か所、風連地区2か所のデイサービスセンターを運営してまいりましたが、風連地区の高齢者人口の減少に伴うデイサービス利用者の減に加え、隣り合わせの建物で同じサービスを提供することを止め、事業団の経営の効率化を図る目的で、令和8年3月末をもって、風連地区の2か所のデイサービスを統合しました。

令和8年4月からは「デイサービスセンターフロンティアハウスふうれん」として、月曜日から金曜日の午前9時30分から午後3時35分までをサービス提供時間として定員34名で営業を開始しています。

デイサービスの統合と同時に調理員不足が顕著になっていた風連地区の厨房の統合にも着手し、しらかばハイツの厨房で調理を行い、隣接するフロンティアハウス及びデイサービスセンターに食事を配送しています。

統合によりサービスが低下することがないように職員一同力を合わせてまいります。

協議第 1 号
専門部会所属委員について

名寄市保健医療福祉推進協議会会則第 8 条第 2 項に基づき、専門部会の構成員を次のとおり指名する。

協議第 2 号

第 4 期名寄市地域福祉計画の策定について

社会福祉法では、社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」が明確に位置付けられており、特定の人々を対象にするのではなく、地域に焦点をあてた「地域福祉計画」を各市町村において策定することとされています。

(市町村地域福祉計画)

社会福祉法第 107 条第 1 項

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

※計画策定の基本的な考え方

福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会があたえられるようにすることを目的に策定する。

また、策定については、市総合計画と各保健福祉関連計画の中間としての位置付けはもちろん、実務との整合性を図るため、社会福祉協議会をはじめ各福祉関係機関・団体等との意見調整を行い、計画の策定や進め方について名寄市立大学と連携し策定する。

※計画期間

令和 9 年度から令和 13 年度（5 年間）

※策定部会の設置

地域福祉部会を設置する。

15 名以内で構成する。（公募による者 3 名程度、関係機関団体等 10 名程度）

協議第3号

第8期名寄市障がい福祉実施計画・第2期名寄市障がい児福祉実施計画の策定について

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、国から示される基本的な指針に即して、必要なサービス量を計画的に見込むとともに、目標年次を定め円滑な事業の実施を確保するため、実施計画を策定することとされています。

(障害者総合支援法)

第88条(抜粋)

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

(児童福祉法)

第33条の20第1項(抜粋)

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

※計画策定の基本的な考え方

国が定める基本指針に基づき、法改正等の動向を鑑みながら、名寄市における障がい者が安心して生活できるよう、障がい福祉サービス等の提供体制の確保と、業務が円滑に実施できるよう数値目標を掲げ計画を策定します。

また、第3次名寄市総合計画のもと、第4期名寄市地域福祉計画等、保健福祉に関連する計画と整合性をもった計画を策定します。

※計画期間

令和9年度から令和11年度(3年間)

※策定部会の設置

障がい者部会を設置する。

協議第 4 号

名寄市第 10 期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画の策定について

老人福祉法及び介護保険法においては、市町村老人福祉計画及び介護保険事業計画の 2 つの計画を一体のものとして作成することが求められており、名寄市では、計画の策定にあたりそれぞれが担う役割を明らかにした上で、両計画を一体のものとして作成します。

(市町村老人福祉計画)

老人福祉法第 20 条の 8 (抜粋)

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

(市町村介護保険事業計画)

介護保険法第 117 条 (抜粋)

市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

※計画策定の基本的な考え方

- 1 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築
- 2 地域包括ケアシステムの深化
- 3 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上

※計画期間

令和 9 年度から令和 11 年度（3 年間）

※策定部会の設置

高齢者部会を設置する。

令和8年度名寄市保健医療福祉推進協議会・専門部会開催スケジュール(案)

月別	名寄市保健医療福祉 推進協議会	地域福祉部会	高齢者部会	障がい者部会
令和8年4月				
令和8年5月	第1回協議会開催 (計画の諮問)		第1回部会の開催	
令和8年6月			第2回部会の開催	第1回部会の開催
令和8年7月		第1回部会の開催	第3回部会の開催	
令和8年8月				
令和8年9月		第2回部会の開催	第4回部会の開催	第2回部会の開催
令和8年10月			第5回部会の開催	
令和8年11月		第3回部会の開催	第6回部会の開催	第3回部会の開催
令和8年12月	第2回協議会開催 (計画の答申)			
令和9年1月				
令和9年2月				
令和9年3月				

改正

平成22年3月31日規則第20号

平成22年11月12日規則第44号

平成29年12月25日規則第44号

令和2年3月31日規則第28号

名寄市保健医療福祉推進協議会規則

(設置)

第1条 少子・高齢化の進行や核家族化などにより、社会構造が大きく変化する中で、市民が安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、保健・医療・福祉サービスのネットワーク化を図り、総合的な保健医療福祉施策を推進することを目的として、名寄市保健医療福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の責務)

第2条 協議会は、豊かな福祉社会の推進と保健医療の機能の充実を促進することを責務とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の事項について協議し、市長に報告するものとする。

- (1) 保健医療福祉施策の推進に関すること。
- (2) 健康福祉部所管に係る各計画の策定に関すること。
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、15人の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健関係者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) その他市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長1人、副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によるものとする。

- 3 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は必要の都度会長が招集し、会議の議長は会長とする。

(専門部会の設置)

第8条 協議会に次の専門部会を置く。ただし、市長が必要と認めるときは、他に必要に応じた部会を置くことができる。

- (1) 児童部会
- (2) 障がい者部会
- (3) 高齢者部会
- (4) 保健医療部会

2 専門部会の構成は、会長が指名する委員及び関係団体等から推薦された者、公募の手続を経た者等のうちから市長が委嘱する。

3 各部会長は、各専門部会委員の互選によるものとする。

4 専門部会は、協議会から付託された事項について協議する。

5 専門部会は、必要に応じ部会長が招集する。

6 専門部会委員の任期は、審議事項が終了するまでとする。

(委員報酬)

第9条 委員の報酬は、名寄市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年名寄市条例第43号）を準用する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、健康福祉部内に置く。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第20号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月12日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月25日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第28号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和8年度名寄市保健医療福祉推進協議会事務局名簿

No.	所属部	職名	氏名
1	健康福祉部	部長	松田 慎司
2	健康福祉部	こども・高齢者支援室 室長	倉澤 富美子
3	健康福祉部	次長（社会福祉事業団）	後藤 裕子
4	健康福祉部	社会福祉課 課長	田上 久江
5	健康福祉部	社会福祉課 主幹	小林 正和
6	健康福祉部	基幹相談支援センター 所長	鯖戸 貴也
7	健康福祉部	保健センター 所長	菅野 泰正
8	健康福祉部	保健センター 主幹	齋藤 七江
9	健康福祉部	こども未来課 課長	西垣 充孝
10	健康福祉部	こども未来課 主幹	谷口 恭子
11	健康福祉部	こども未来課 主幹	柴田 一徳
12	健康福祉部	地域包括支援センター 所長	小林 訓伯
13	健康福祉部	参事（社会福祉協議会担当）	堀 健太郎
14	健康福祉部	参事（特別養護老人ホーム担当）	山崎 大樹
15	健康福祉部	参事（特別養護老人ホーム担当）	宮川 生史
16	健康福祉部	参事（特別養護老人ホーム担当）	木村 百恵
17	風連国保診療所	事務課 課長	滋野 俊一
18	健康福祉部	社会福祉課福祉総務係 係長	小川 達也
19	健康福祉部	社会福祉課福祉総務係 主事	山本 康博